

別表1（第22条関係）

	種目	区分	対象者	性能	耐用年数	基準額（円）	
1	浴槽（湯沸器を含む。）	給付	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	実用水量150リットル以上のもので対象者及び介護者が容易に使用できるもの、湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	8年	浴槽・湯沸器同時給付	141,200
						浴槽のみ	58,300
2	入浴担架	給付	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	洋式	82,400
						和式	133,900
3	入浴補助用具	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の者で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者及び介護者が容易に使用可能なものの	8年	90,000	
		給付	②難病患者等については、入浴に介助を要する状態にある者				
4	移動用リフト	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	対象者を移動させるに当たって、介護者が容易に使用できるもの	4年	257,500	
		給付	②難病患者等については、下肢又は体幹機能に障害のある状態にある者				
5	移動・移乗支援用具	給付	①下肢、体幹又は平衡機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移動動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの	8年	60,000	
		給付	②難病患者等については、下肢が不自由な状態にある者				
6	便器	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた学齢児以上の者で、その程度が1級又は2級の者	手すりのついた腰かけ式のもの	8年	16,500	
		給付	②難病患者等については、常時介護を要する状態にある者				

7	特殊便器	給付	①愛の手帳の交付を受けた6歳以上のもので、その程度が1度又は2度であって、自ら排便の処理が困難な者	温水及び温風が出るもの並びに対象者の介護者が容易に使用できるもの	8年	151,200	
		給付	②上肢機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級であって、自ら排便の処理が困難な者		8年	151,200	
		給付	③難病患者等については、上肢機能に障害のある状態にある者				
8	特殊マット	給付	①愛の手帳の交付を受けた3歳以上の者で、その程度が1度又は2度の者	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するため、マット（寝具）にビニール等を加工したもの	5年	50,000	
		給付	②下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上18歳未満の者で、その程度が1級又は2級の者				
		給付	③下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級の者（常時介護を要する者に限る。）				
		給付	④難病患者等については、寝たきりの状態にある者				
9	頭部保護帽	給付	てんかん発作や転倒により頭部を強打する恐れのある者で、オーダーメイドを希望する場合は医師の意見書により必要と認められる者	①転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、スポンジ、革を主材料に製作されたもの	3年	レディーメイドの場合は右記価格の80%以内	15,656
				②転倒の衝撃から頭部を保護できるもので、スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの			37,852
10	訓練いす	給付	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者で、その程度が1級又は2級の者	原則として附属のテーブルをつける	5年	33,100	

11	携帯会話補助装置	給付	身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者であって、音声機能若しくは言語機能障害（児）又は肢体不自由者（児）で、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	5年	285,000
12	火災警報器	給付	①身体障害者手帳の交付を受けたもので、その程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	31,000
			②愛の手帳の交付を受けたもので、その程度が1度又は2度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）			31,000
13	自動消火装置	給付	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、その程度が1級又は2級のもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	8年	28,700
		給付	②愛の手帳の交付を受けた者で、その程度が1度又は2度の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）			
		給付	③難病患者等については、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
14	特殊寝台	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び胸部の傾斜角度を個別に調節できる機能又は寝台の高さが上下する機能を有するもの	8年	162,800
		給付	②難病患者等については、寝たきりの状態にある者			
15	体位変換器	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者（下着交換等に当たって、介護を要する者に限る。）	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	15,000
		給付	②難病患者等については、寝たきりの状態にある者			

16	特殊尿器	給付	①下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上のもので、その程度が1級の者(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	154,500	
		給付	②難病患者等については、自力で排尿ができない状態にある者				
17	ポータブルレコーダー	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による記録の再生又は録音・再生が可能であって、対象者が容易に使用できるもの	6年	録音・再生機	85,000
				DAISY方式による記録の再生又は録音・再生機能を有しないものであって、対象者が容易に使用できるもの		再生専用機	48,000
						23,000	
18	視覚障害者用時計	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	対象者が容易に使用できるもの	10年	触読式	10,300
						音声式	13,300
19	点字タイプライター	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者(本人が就労若しくは就学している者、又は就労が見込まれている者に限る。)	対象者が容易に使用できるもの	5年	63,100	
20	音声式体温計	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	対象者が容易に使用できるもの	5年	9,000	
21	音声式体重計	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	対象者が容易に使用できるもの	5年	18,000	
22	電磁調理器	給付	①視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	対象者が容易に使用できるもの	6年	41,000	

			②上肢機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
			③下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者であって、その程度が1級の者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
			④愛の手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1度又は2度の者			
23	拡大読書器	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、本装置により文字・画像情報等を把握することが可能になる者	文字・画像情報等を拡大して映し出す機能を有するもの又は文字・画像情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	8年	198,000
24	音響案内装置	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	対象者が容易に使用できるもの	10年	1級 51,000 2級 7,000
25	点字ディスプレイ	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	文字コンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
26	活字文書読上げ装置	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの及びこれに準ずるもので、対象者が容易に使用できるもの	6年	99,800
27	地デジラジオ	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	点字表記等により障害者が使用可能なもの	6年	29,000
28	屋内信号装置	給付	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音声等を視覚又は触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

29	聴覚障害者用 通信装置	給付	聴覚障害、音声機能障害又は言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	FAX又はテレビ電話とする。	5年	71,000
30	フラッシュベル	給付	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が2級又は3級の者	対象者が容易に使用できるもの	10年	12,400
31	情報受信装置	給付	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳による聴覚障害者（児）用番組を出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を発するもの	6年	88,900
32	会議用拡聴器	給付	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が2級、3級又は4級の者	対象者が容易に使用し得るもの	6年	38,200
33	携帯用信号装置	給付	聴覚障害、音声機能障害又は言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が2級又は3級の者	送信機による合図が視覚、聴覚等により知覚できるもの	6年	20,200
34	ガス安全システム	給付	①身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失したもの（咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者もののみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） ②下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級のもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	警報器からの遮断信号受信時、ガスの異常使用時又は地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	8年	42,200
35	酸素吸入装置	給付	呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は3級の者（ただし、医療保険加入者で、在宅酸素療法を受けることができない者に限る。）	酸素ポンプ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	10年	46,400

36	酸素ボンベ運搬車	給付	呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は3級のもの（ただし、医療保険による在宅酸素療法を受けている者に限る。）	対象者が容易に使用できるもの	10年	17,000
37	吸入器	給付	①呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その程度が1級又は3級のもの又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により常時必要と認められる者	対象者が容易に使用できるもの	5年	36,000
		給付	②難病患者等については、呼吸器機能に障害のある状態にある者			
38	吸引器	給付	①呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その程度が1級又は3級のもの又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により常時必要と認められる者	対象者が容易に使用できるもの	5年	56,400
		給付	②難病患者等については、呼吸器機能に障害のある状態にある者			
39	空気清浄器	給付	呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は3級の者	対象者が容易に使用できるもの	6年	33,800
40	透析液加温器	給付	じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、医師の意見書により自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析療法を行うことが認められる者	自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析療に使用する加温器で透析液を一定温度に保つもの	5年	72,100
41	ルームクーラー	給付	肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、医師の意見書により頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したことが認められる者	対象者が容易に使用できるもの	6年	172,100
42	設備改善（小規模改修）	給付	下肢又は体幹機能障害による身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上65歳未満の者で、その程度が1級、2級又は3級の者又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者の手帳の交付を受けた者	別に「台東区心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要領」（昭和49年4月1日）で定める。	なし	200,000

43	点字器	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で主に情報の入手を点字によっている者	両面書真鍮板製（標準型） 32マス18行	7年	10,712
				両面書プラスチック製（標準型） 32マス18行	7年	6,798
				片面書アルミニウム製（携帯型） 32マス18行	5年	7,416
				片面書プラスチック製（携帯型） 32マス18行	5年	1,699
44	人工咽頭	給付	音声機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4年	5,150
				顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	5年	70,100
45	人工鼻	給付	咽頭を摘出したことにより音声機能を喪失し、身体障害者手帳の交付を受けた者で、常時埋込型の人工咽頭を使用する者	埋込型用人工鼻 (HME カセット及びアドヒージブに限る。)	—	(月額) 23,760
46	歩行補助つえ (一本杖)	給付	平衡、下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者で、杖により歩行が可能になる者	木製	3年	2,266
				軽金属製	3年	3,090
47	収尿器	給付	肢体不自由による身体障害者手帳の交付を受けた者で、脊髄損傷などによる排尿障害のある者	男子用	1年	7,931
				女子用	1年	8,755
48	ストマ用装具	給付	直腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者	①蓄便袋		1ヶ月 9,300
			ぼうこう機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者	②蓄尿袋		1ヶ月 12,220
			別に「台東区心身障害者日常生活用具給付事業要領」で定める。	③紙おむつ		1ヶ月 12,000

49	パルスオキシメーター	給付	①先天性若しくは18歳未満に発症した疾患による下肢若しくは体幹機能障害のみにより1級の身体障害者手帳の交付を受けた者、呼吸器機能障害のみにより1級若しくは3級の身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工呼吸器の装着を必要とする者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で、在宅酸素療法を行っており、医師の意見書により必要と認められる者	対象者及び介護者が容易に使用できるもの	8年	157,500
		給付	②難病患者等については、人工呼吸器の装着が必要な状態にある者			
50	情報支援機器	給付	視覚障害又は両上肢機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級のもので世帯全員の区民税所得割額が100万円以下の者	対象者がパーソナルコンピューターを使用するにあたり、必要と認められる周辺機器及びソフト	5年	機器 50,000
						ソフト 100,000
51	音声式情報読取装置	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた6歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者	物体の情報を記録又は認識し、当該情報を音声により対象者に伝達する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	6年	99,800
52	視覚障害者用血圧計	給付	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その程度が1級又は2級の者で、かつ、医師の意見書により常時必要と認められる者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	対象者が容易に使用できるもの	5年	15,000

53	正弦波インバーター発電機	給付	身体障害者手帳の交付を受けた人工呼吸器、吸入器又は酸素吸入装置の装着を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの ①呼吸器機能障害の程度が1級又は3級の者 ②①と同程度の呼吸機能に障害のある身体障害者（児）で、医師の意見書により給付が必要と認められる者 ただし、ポータブル電源（蓄電池）、DC／ACインバーター（カーインバーター）との併給は認められない。	対象者又は介護者が容易に使用できるもの	6年	212,000
54	ポータブル電源（蓄電池）	給付	身体障害者手帳の交付を受けた人工呼吸器、吸入器又は酸素吸入装置の装着を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの ①呼吸器機能障害の程度が1級又は3級の者 ②①と同程度の呼吸機能に障害のある身体障害者（児）で、医師の意見書により給付が必要と認められる者 ただし、正弦波インバーター発電機、DC／ACインバーター（カーインバーター）との併給は認められない。	運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	104,000
55	DC／ACインバーター（カーインバーター）	給付	身体障害者手帳の交付を受けた人工呼吸器、吸入器又は酸素吸入装置の装着を必要とする者で、次のいずれかに該当するもの ①呼吸器機能障害の程度が1級又は3級の者 ②①と同程度の呼吸機能に障害のある身体障害者（児）で、医師の意見書により給付が必要と認められる者 ただし、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）との併給は認められない。	自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	40,000